

高 福 第 1 4 7 9 号
令和 7 年 3 月 3 1 日

各軽費老人ホーム施設長 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
草野 敏行（公印省略）

「令和 7 年度埼玉県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の改定について（通知）

県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年度において、介護保健施設・事業所を対象に、介護人材の確保及び定着の基盤の構築を目的として、介護人材確保・職場環境改善等補助金が交付されます。

軽費老人ホームにおいても介護保健施設・事業所と同様に、職場環境の改善等を図り、人材確保・定着の基盤を構築する必要があるため、下記のとおり「令和 7 年度介護人材確保・職場環境改善等加算」を新設します。

つきましては、加算の新設に伴い、「令和 7 年度埼玉県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を改定いたしました。各施設におかれましては、適切に運用していただき、職場環境の改善に努めていただくようお願いします。

記

1 加算の対象施設

職場環境改善に向けて、以下のいずれかの取組を計画又は既に実施している施設が対象となる。但し、特定施設入居者生活介護の指定を受けている部分については加算の対象外となります。

- ・業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組
- ・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸し等、現場の課題の可視化
- ・業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）

2 加算額の算出方法

下記（１）、（２）のとおり。

（１）対象職員数（月平均）

各月の介護職員数（常勤換算した数）から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数（常勤換算）を除いた数を求め、それを１２か月分合計した上で１２で除することで求まる数。なお、計算に用いる職員数はいずれも令和６年４月から令和７年３月までの１２ヶ月分とする。加えて、求まった数の小数点第２位の値を切り上げること。

（２）加算総額（年額）

「対象職員数（月平均）」に５４，０００円を乗じた額を交付する。

3 加算要件

本加算の用途範囲は、職場環境改善又は人件費に要する費用とする。当該職場環境改善経費には、介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。ただし、介護テクノロジー等の機器購入費用に充当することはできない。

なお、本加算に係る補助額が上記のような用途で用いられた場合、「サービスの提供に要する費用対象経費」に含むことができる。

4 支給方法・時期

上記までに求まった金額を、軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金（以下、軽費補助金）算出過程の「サービスの提供に要する費用基準額」に加算する。

また、職場環境改善等に向けて速やかに取組を実施していただきたいため、令和７年７月末を予定している第１回目支払いに合わせて支給を行う。

5 加算の認定方法

次に示す書類を以て、加算の認定を行う。なお、作成書類の根拠となる資料は従来の補助金関係書類と同様、当該補助事業完了の日の属する会計年度の翌会計年度から５年間保管しなければならない。

（１）令和７年度介護人材確保・職場環境改善等加算 計画書

令和７年度軽費補助金の当初交付申請と同時に提出してください。

書式は、当初交付申請に係る「補助金調書」のExcel内にシートとして組み込む予定です。

（２）令和７年３月における介護職員の勤務実績が分かる書類

加算額算出に用いる「対象職員数（月平均）」を確認するにあたり、参考

書類として求めるものです。様式は施設ごとに定めているもので結構です。

(3) 令和7年度介護人材確保・職場環境改善等加算 実績報告書

令和7年度軽費補助金の実績報告と同時に提出してください。計画書と同様、様式は「補助金調書」のExcel内にシートとして組み込む予定です。

担 当：施設・事業者指導担当 平井
電 話：048-830-3247
メール：a3240-07@pref.saitama.lg.jp